

このページは白紙です。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒							
	免 許 者				非免許者		小 計	
	酒類等製造者		酒類販売業者					
要 処 理 件 数	外	件	外	件	外	件	外	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検 挙	-	-	2	2	-	-	2	2
処 理 件 数	-	-	1	1	-	-	1	1
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
理 告 発 { 収 税 官	-	-	-	-	-	-	-	-
所 の 他 分	-	-	-	-	-	-	-	-
済 不 通 知 処 分	-	-	1	1	-	-	1	1
件 不 通 知 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-
数 処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	60	200	-	-	60	200

区 分	石 油 ガ ス 税				石 油 税			
	ほ脱犯		秩序犯		ほ脱犯		秩序犯	
	件	件	外	計	件	件	外	計
要 処 理 件 数	件	件	外	件	件	件	外	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検 挙	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
理 告 発 { 収 税 官	-	-	-	-	-	-	-	-
所 の 他 分	-	-	-	-	-	-	-	-
済 不 通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
件 不 通 知 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-
数 処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
2 税関分を含まない。

犯 則 者 が 判 明 し な い も の		税 計		揮 発 油 税			地 方 道 路 税
外	件	外	件	ほ脱犯	秩序犯	計	
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	2	-	-	-	-
-	-	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	60	200	-	-	-	-

た ば こ 税	た ば こ 税	た ば こ 税	た ば こ 税	取引所税	印紙税	航空機	電源開発	合 計	
ほ脱犯	秩序犯	計	特別			燃料税	促進税	外	計
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	60	200

- 用語の説明
- 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。
 - 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。
 - 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又は告発を行わなかったものをいう。
 - 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税								
	免 許 者				非 免 許 者		計		
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		外	件	外	件	
要 履 行 件 数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	1	1	-	-	1	1	
計	-	-	1	1	-	-	1	1	
履 行 等 件 数	通告不履行による告発	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 履 行	-	-	1	1	-	-	1	1	
計	-	-	1	1	-	-	1	1	
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	
通告履行罰科金相当額	-	-	千円	千円	-	-	千円	千円	
	-	-	60	200	-	-	60	200	

区 分	石 油 税			た	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	税 計	ほ 脱 犯	件
要 履 行 件 数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数	通告不履行による告発	-	-	-	-
通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-
通 告 履 行	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	-	千円	千円	千円
	-	-	-	-	-

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

揮 発 油 税			石 油 方 又 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-

ば こ 税		合 計	
秩 序 犯	計	外	内
件	件	件	件
-	-	-	-
-	-	1	1
-	-	1	1
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	1	1
-	-	1	1
-	-	-	-
千円	千円	-	千円
-	-	60	200

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免 許											
	酒 類 製 造 者				酒母、もろみ製造者			酒 類 卸 売 業 者				
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額			
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数						
第 27 条 第 1 項 第 1 号	-	第 24 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-
第 27 条 第 1 項 第 2 号	-	第 24 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
第 28 条 第 2 号	-	第 25 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-
第 28 条 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 29 条 第 3 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 条 第 1 号	-	第 26 条 第 2 号	-	第 30 条 第 1 号	-	第 30 条 第 2 号	-
第 29 条 第 2 号	-	第 26 条 第 3 号	-	第 30 条 第 2 号	-	第 30 条 第 3 号	-
第 29 条 第 3 号	-	第 26 条 第 4 号	-	第 30 条 第 3 号	-	第 30 条 第 4 号	-
第 29 条 第 4 号	-			第 30 条 第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

電 源 開 発 促 進 税		印 紙 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 13 条 第 1 項	-	第 22 条 第 1 項 第 1 号	-
第 14 条 第 1 号	-	第 22 条 第 1 項 第 2 号	-
第 14 条 第 2 号	-	第 23 条	-
第 14 条 第 3 号	-	第 24 条	-
		第 25 条 第 1 号	-
		第 25 条 第 2 号	-
		第 25 条 第 3 号	-
		第 25 条 第 4 号	-
		第 26 条 第 1 号	-
		第 26 条 第 2 号	-
合 計	-	合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

者				非 免 許 者				計				左の計のうち密輸 入酒類に係るもの			
酒 類 小 売 業 者															
件数	犯 則 数 量	税 額		件数	犯 則 数 量	税 額		件数	犯 則 数 量	税 額		件数	犯 則 数 量	税 額	
件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	404,677	-	-	-	-	-	-	2	404,677	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	404,677	-	-	-	-	-	-	2	404,677	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

たばこ特別税		取 引 所 税		航 空 機 燃 料 税		地 方 道 路 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第21条第1項第1号	-	第 14 条 第 1 項	-	第20条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-
第21条第1項第2号	-	第 15 条 第 1 号	-	第20条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-
第 22 条	-	第 15 条 第 2 号	-	第 21 条 第 1 号	-	第 15 条 の 2	-
				第 21 条 第 2 号	-		
				第 21 条 第 3 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-